

小・中学校に通うお子さんをお持ちの保護者の皆様へ

就学援助（準要保護）について



名護市では、経済的にお困りの保護者に、学用品費・
修学旅行費・医療費など、費用の一部を援助しています。

この援助を受けるためには、申請書を学校に提出し、認定を
受けることが必要です。

※申請についての詳細は裏面をご覧ください。



【お問い合わせ先】

通学している小・中学校 または
名護市教育委員会学校教育課学務係(市役所2階)

TEL : 0980-53-1212 (内線381)

↓ 他制度のお知らせ ↓

特別支援学級へ入級するお子さんをお持ちの保護者の皆様へ

「特別支援教育就学奨励」について

特別支援学級で学ぶ際に教育に係る費用の一部を補助する制度です。

※対象児童生徒については学校より別途案内がありますので、その際に申請をして下さい。

※新入学学用品購入時(ランドセル等)の領収書等を提出していただく必要が

ありますので、提出時期まで大切に保管しておいてください。

※他の就学援助と重複して受けることはできません。



【お問い合わせ先】

通学している小・中学校 または

名護市教育委員会学校教育課学務係

TEL : 0980-53-1212 (内線381)

就学援助（準要保護）の申請について

- 1 対象者 (1) 生活保護を受けていたが、生活保護廃止になった世帯
 (2) 市町村民税が非課税の世帯
 (3) その他必要と認められた世帯（保護者が病気で働けない等）



2 就学援助の内容

援助費の種類	援助費の内容	年間支給額				振込先
		小学校		中学校		
		1学年	2~6学年	1学年	2~3学年	
1 学用品費	ノート・鉛筆・消しゴム・校納金等	11,100円		21,700円		保護者口座
2 通学用品費	靴・カサ・雨靴等通学時に使用する用品		2,170円		2,170円	
3 新入学児童学用品費	小1、中1を対象に入学に係るカバン・制服の費用等	40,600円		47,400円		
4 校外活動費	遠足や社会見学の見学料やバス料金等	(上限) 宿泊なし 1,510円 宿泊あり 3,470円		(上限) 宿泊なし 2,180円 宿泊あり 5,840円		
5 遠距離通学費	指定学校に通っていて、遠距離通学と認められた児童生徒が対象	実費 (片道4km以上の児童)		実費 (片道6km以上の生徒)		(小) 保護者口座 (中) 学校口座
6 修学旅行費	参加者が対象	上限 10,000円	上限 50,000円			
7 医療費	虫歯、中耳炎、副鼻腔炎、結膜炎等「学校病」を治療する場合に援助	保険適用額を除いた自己負担額				医療機関

※1,2,5については、年間支給額を3期に分けて支給(口座振込)します。

※3については入学前に支給されていない世帯が対象です。

3 申請の時期

	申請時期	認定結果	支給対象月
当初認定	毎年5月中旬頃	7月中旬頃	4月から
追加認定	7月以降毎月申請受付	申請の翌月	申請の翌月から



4 申請方法

就学援助申請書を学校へ提出する。

※課税状況の確認をしますので、所得がない場合でも住民税申告をしてください。(税務課)

※市外からの転入の方は、所得課税証明書の提出をお願いします。

※申請は毎年度必要です。

※申請書は小・中学校又は教育委員会学校教育課で受け取ることができます。

【お問い合わせ先】

通学している小・中学校 または
 名護市教育委員会学校教育課学務係
 TEL: 0980-53-1212 (内線381)